

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第六条第三項中「、単身赴任手当」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用の職を占める職員の給与等）

第八条の二 第三条から前条までの規定にかかわらず、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（以下「会計年度任用の職」という。）を占める職員の給与等は、次に掲げるところによる。

一 一週間当たりの通常の勤務時間が一般職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職員については、給与条例第二十三条の二の規定を準用する。

二 一週間当たりの通常の勤務時間が一般職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である職員については、給与条例第二十三条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「人事委員会規則で定める基準」とあるのは、「知事が定める基準」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職務の特殊性その他特別の事情がある会計年度任用の職を占める職員の給与については、知事と協議して、別に定めることができる。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用の職を占める職員の勤務時間、休日及び休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第十六条に規定する非常勤職員の例による。

第九条に次の一項を加える。

2 前項の規定により一暦年（会計年度任用の職を占める職員にあつては、一の年度）について十日以上の日数の年次有給休暇をとることができる職員に係る当該休暇の日

数のうち五日（職員が自ら当該休暇を取得した場合は、当該取得した日数を控除した日数）については、職員の意見を聴取した上で、当該休暇を付与した日から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより取得させなければならない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。